

## 労働者派遣法の抜本的改正、労働条件の抜本改善を求める意見書

「登録型日雇い派遣」、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」など、劣悪な労働環境が貧困の広がりの中核となるほど深刻な事態となっている。

とりわけ、派遣労働者は321万人に上り、そのうちの7割といわれる登録型日雇い派遣における、人をモノ扱いする働かせ方に社会的批判が寄せられている。

厚生労働省が8月28日に、労働政策審議会に示した労働者派遣法改正案の骨格となる「今後の労働者派遣制度の在り方の論点について」(たたき台)は、社会的批判を浴びている日雇い派遣について、30日以内の短期雇用を原則禁止は盛り込まれたものの、登録型派遣の原則禁止は盛り込まれておらず、また、派遣期間を超えたり違法があったりした場合、派遣先が直接雇用したとみなす「直接雇用のみなし規定」は、行政の「勧告」にとどまっている。

日雇い派遣については、30日以内の禁止では、製造派遣などで3ヵ月から6ヶ月契約が横行している現状では不安定雇用はなくなり、登録型派遣の常用化も努力義務では不安定雇用を解決する力にはならない。

非人間的な派遣労働を無くすためには原則を明確にすることが大切であり、そのためにも労働者派遣は常用型を基本とし、登録型は例外として専門的業務に限定することが必要である。

一方、正社員においても「サービス残業」や「過労死」など、厳しい労働条件の下にさらされており、人間らしい労働のルールづくりは喫緊の課題である。

よって政府及び国会は、下記の事項を速やかに実行するよう強く求める。

### 記

- 1、労働者派遣法を抜本的に改正(①常用型派遣を原則として、登録型派遣は認めない、②法の逸脱には、派遣先に直接雇用責任を負わせる「みなし雇用制度」を導入する、③均等待遇やマージン(派遣元の手数料)規制を行うなど)し、派遣対象業務を原則自由化した1999年の法改正前に戻す。
- 2、有期雇用を厳しく制限し、「解雇自由の使い捨て労働」をなくす。
- 3、時給1000円以上をめざして最低賃金を抜本的に引き上げる。
- 4、サービス残業の根絶など、過労死をひきおこしている異常な長時間・過密労働を正す。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2008年 11月 5日

摂津市議会